

# 田原市大規模災害時公共交通行動方針

愛知県田原市

令和2年3月

# 目 次

<b>第1章 序論</b>	1
1 行動方針の策定にあたって	1
(1) 背景	1
(2) 目的	1
(3) 行動方針の位置づけ	1
2 大規模災害時における本市の被害想定	2
 <b>第2章 行動方針における基本事項</b>	3
1 行動方針の適用範囲	3
(1) 適用する災害・被害	3
(2) 適用する期間	3
(3) 適用する主体	3
(4) 適用する地域	4
(5) 進行管理	4
2 市及び交通事業者の連携・協力	4
 <b>第3章 公共交通行動方針</b>	5
1 発災時の安全確保	5
(1) 乗客の安全確保	5
(2) 職員・営業所・車両の安全確保	6
2 災害対応の体制の確保	7
(1) 被災状況の把握と組織体制の確立	7
(2) 通信・連絡手段の確保	8
3 交通情報に係る情報の収集と共有	9
(1) 交通情報等の収集・伝達	9
(2) 市民等への交通情報等の提供	10
4 交通施設の機能確保	11
(1) 道路の安全確保	11
5 公共的交通サービスの提供	12
(1) 移動手段の確保のための協定締結	12
(2) 想定される移動ニーズ（例）	12
6 参考資料	14
(1) 緊急避難場所	14
(2) 避難所等	14
(3) 田原市防災マップ（津波災害警戒区域図）	17
(4) 関係機関連絡先	19

# 第1章 序論

## 1 行動方針の策定にあたって

### (1) 背景

平成23年3月に発生した東日本大震災は、それまでの想定をはるかに超えた未曾有の被害をもたらし、多くの被災者が長期の避難生活を余儀なくされた。

このような大規模災害では、発災から復興まで中長期的な対応が求められ、災害から人命を守るだけでなく、その後の被災者の生活の安定や、復興に向けた被災者の生活再建やまちづくりが必要となる。

そのなかで、地域の公共交通（地域モビリティ）は、道路断絶や燃料不足など様々な制約条件のなかでも、発災直後から被災者が様々な生活サービスにアクセスする手段の一つとして、被災者の生活の質の確保を図るうえで重要な役割を担った。

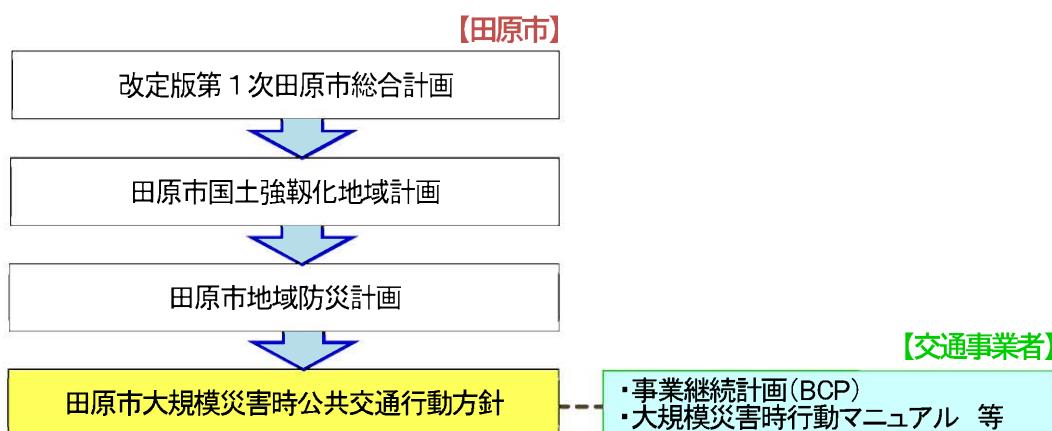
本市においても、南海トラフ地震など大規模災害の発生により市内全域にわたって大きな被害が及ぶことが懸念されていることから、東日本大震災被災地における取組から得られた知見を基に、大規模災害時における地域モビリティの確保について、行政及び交通事業者が連携・協力して事前から取り組むことが求められる。

### (2) 目的

大規模災害時において、市、交通事業者及び関係機関が相互に連携・協力し、迅速かつ臨機応変に地域モビリティのサービスを提供・再開する仕組みを構築することを目的に、行動方針を策定する。

- ①被災者の生活サービスのための移動手段としての活用（運行再開・臨時運行）
- ②災害対応に必要な要員の移動手段としての活用（運行再開・臨時運行）
- ③その他移動手段としての活用（運行再開・臨時運行）

### (3) 行動方針の位置づけ

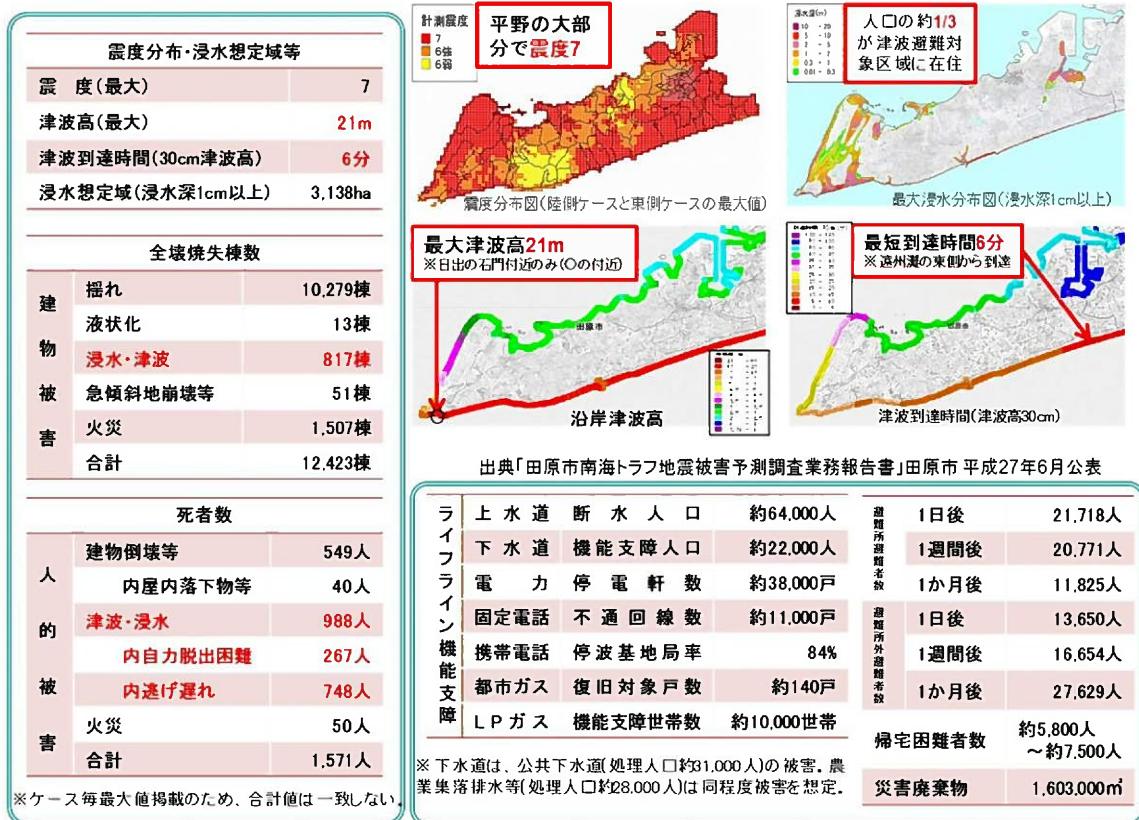


## 2 大規模災害時における本市の被害想定

本市は現在、発生が心配される南海トラフ地震の防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域に指定されており、平成27年6月に本市が公表した「田原市南海トラフ地震被害予測調査」によると、市内の最大震度は7、遠州灘沿岸で最大津波高は21m、津波高30cmの津波到達時間は最短6分、浸水想定区域は市全域 191.12km<sup>2</sup>のうち約16.4%の3,138ha、人的被害の死者数1,571人のうち津波による死者数は988人、建物被害の全壊焼失棟数は12,423棟と想定されている。

図 理論上最大モデル（L2）の田原市の被害予測結果

### 「理論上最大モデル」（L2）被害予測結果



田原市南海トラフ地震被害予測調査 (H27.6)

# 第2章 行動方針における基本事項

## 1 行動方針の適用範囲

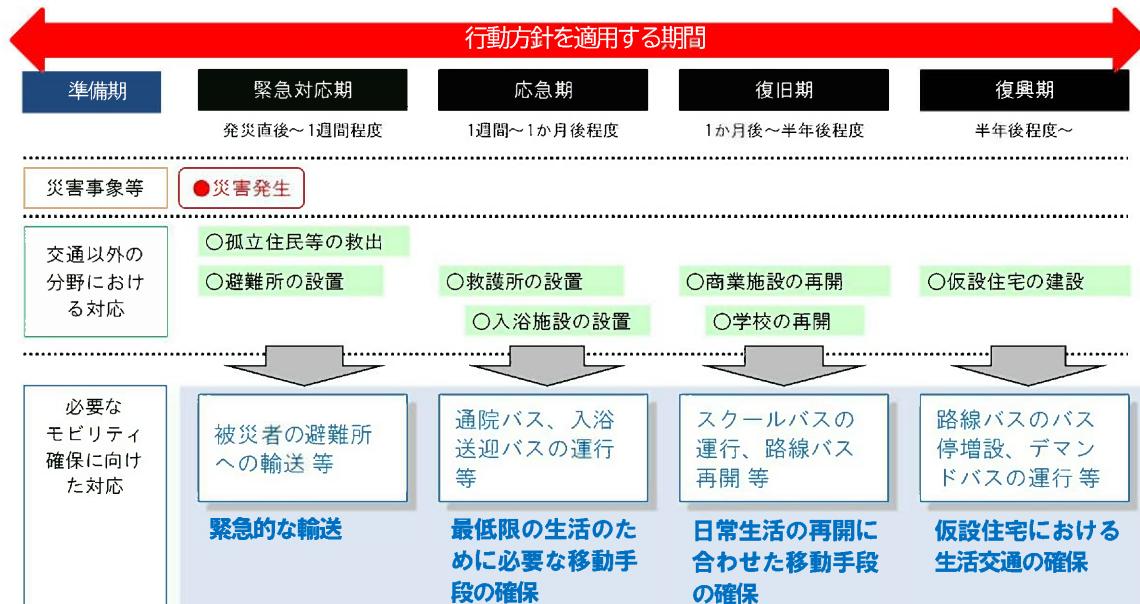
### (1) 適用する災害・被害

行動方針は、市内に次のいずれかの災害もしくは被害が発生した場合に適用する。

- ①震度6弱以上を観測
- ②大津波警報又は津波警報が発表
- ③地震、津波により大規模な被害が発生

### (2) 適用する期間

行動方針の適用期間は、事前の備えとして防災対策を実施するための「準備期」、発災直後の「緊急対応期」、日常より特別な交通手段が必要となる「応急期」「復旧期」及び「復興期」とする。



### (3) 適用する主体

行動方針の適用主体は、市内の公共交通の運行に関する交通事業者及び田原市とする。なお、行動方針を適用した場合、市（街づくり推進課）から交通事業者に連絡する。

#### ①交通事業者

豊鉄バス㈱	伊良湖本線・伊良湖支線／高速バス／貸切バス
豊鉄ミディイ㈱	市コミバス(車両貸与)／市スクールバス(童浦小)／貸切バス
豊鉄タクシー㈱	市コミバス(車両貸与)／タクシー事業
渥美交通㈱	市コミバス(車両貸与)／貸切バス／タクシー事業
東神観光バス㈱	市スクールバス(伊良湖岬小・福江中)／貸切バス

## ②田原市（行政）

防災対策課	田原市災害対策本部事務局／災害対策取りまとめ 等
街づくり推進課	都市政策班／公共交通機関との連絡調整、復旧 等
維持管理課	土木班／道路の通行規制、障害物の除去、応急補修 等

## （4）適用する地域

適用地域は、田原市内を基本とする。

ただし、広域的な運行情報については、市及び交通事業者が、可能な範囲で収集・発信に努めるものとする。

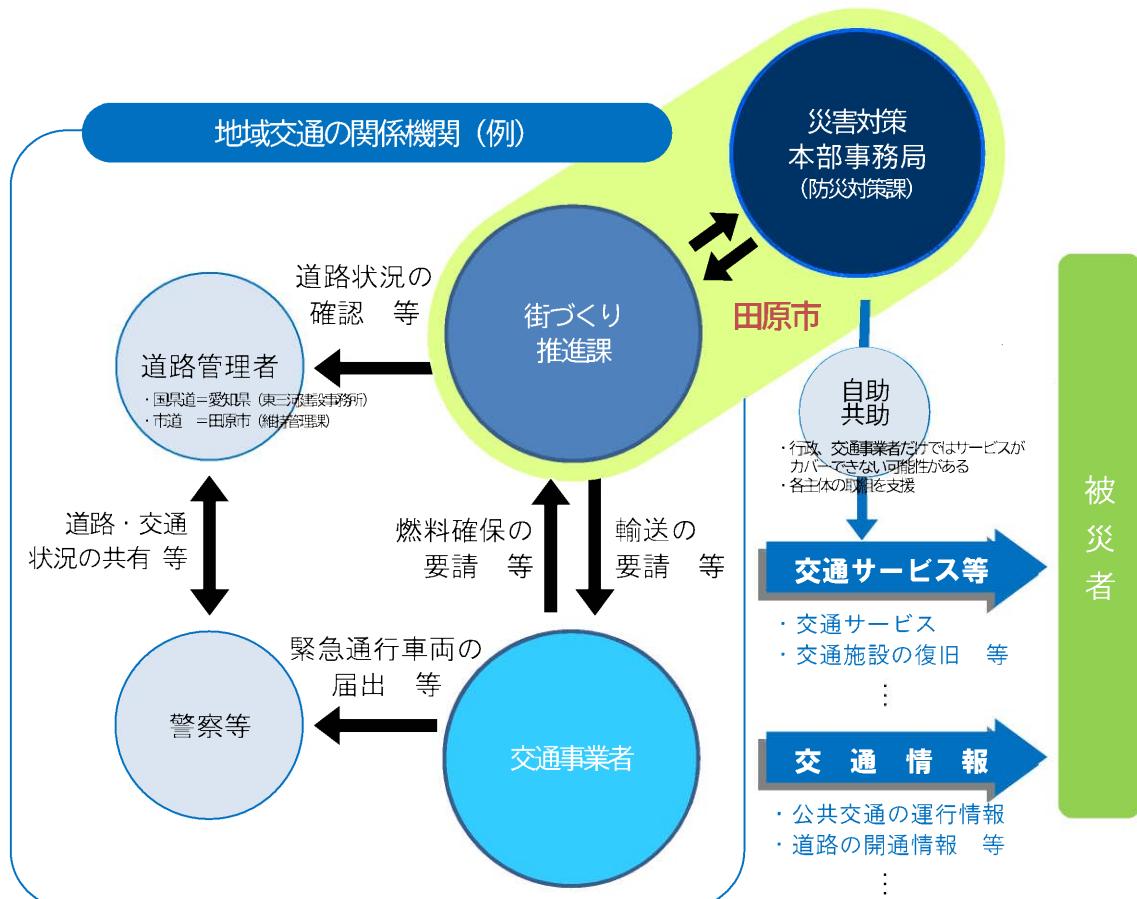
## （5）進行管理

行動方針の円滑な実施に向け、市（防災対策課及び街づくり推進課）が中心となり、毎年度必要となる体制、進捗状況の確認など進行管理を行う。

# 2 市及び交通事業者の連携・協力

市（街づくり推進課）が中心となり、市役所他部署（防災対策課、維持管理課等）と調整して道路状況の把握等に努めるとともに、市は、必要に応じて、警察や国県、その他関連機関と調整を図りながら、交通事業者と連携・協力し、被災者に対する交通サービスや交通情報の提供を行う。

図 関係機関が連携・協力した対応（イメージ）



『地域のモビリティ確保の知恵袋2013』(H25.3／国土交通省) を一部修正

# 第3章 公共交通行動方針

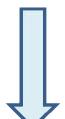
## 1 発災時の安全の確保【緊急対応期】

### (1) 乗客の安全確保【交通事業者】

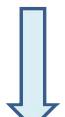
交通事業者は、乗務中に大規模災害が発生した場合は、田原市大規模災害時公共交通行動方針及び交通事業者大規模災害時行動マニュアル等に基づき、乗客の安全を確保する。

#### 対応フロー【例】

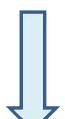
##### ①地震の検知、車両の停車、情報収集・提供

- 
- ・乗務員は、強い揺れを感じたら、車両を安全な場所に停車させる。
  - ・乗務員及び運行管理者等は、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット、防災行政無線、田原市安心安全ほっとメール、防災ラジオ、無線等により災害情報の収集を行う。
  - ・運行管理者等は、無線等により乗務員に災害情報の提供及び行動を指示する。
  - ・乗務員は、車内アナウンスで災害情報を乗客に知らせる。

##### ②乗客の避難・誘導（高台など安全な場所に）

- 
- ・乗務員は、車両の停車場所に応じて、津波災害警戒区域、津波避難対象区域、砂防指定地、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域以外の、安全な場所に乗客を避難させる。
  - ・津波・大津波警報が発表された場合で、津波災害警戒区域、津波避難対象区域内にいた場合は、直近の安全な避難場所(P.14-参照)を確認し乗客を避難させる。
  - ・乗務員は、道路状況等を確認して避難手段（車両、徒歩）の判断を行う。

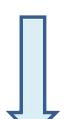
##### ③乗客の確認・応急処置

- 
- ・乗務員は、乗客（住所、氏名等）の確認を行う。
  - ・乗務員は、乗客の怪我の状況確認等を行い、必要に応じて、可能な応急処置を行う。

##### ④運行管理者及び市への連絡



(状況に応じて安全確認後運行再開)

- 
- ・乗務員は、乗客の情報、車両の状況、避難した場所等について、運行管理者等に連絡し、今後の行動の指示を仰ぐとともに、市にも連絡する。

##### ⑤乗客の避難・誘導（避難場所に）

- ・乗務員は、地震避難場所(P.14-参照)に安全なルートで乗客を避難させる。

- ・交通事業者は、上記内容を含んだ「交通事業者大規模災害時行動マニュアル」を作成してください。  
【地域のモビリティ確保の知恵袋 2012 (H24.3／国土交通省) を参照してください。】
  - ・本方針、作成マニュアル等は、他の必要物品とともに営業所・車両に常時備えてください。

## (2) 職員・営業所・車両の安全確保【交通事業者】

交通事業者は、大規模災害が発生した場合は、田原市大規模災害時公共交通行動方針及び交通事業者大規模災害時行動マニュアル等に基づき、職員・営業所・車両の安全を確保する。

併せて、交通事業者は、発災後も事業の継続が可能となるように、業務継続計画(BCP)を策定するなどして事前の防災対策を講じるものとする。

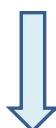
### 対応フロー【例】

#### ①職員の安全確保（安否確認・被災状況等の確認）



- ・交通事業者は、大規模災害発生時における職員の状況（乗務中、営業所勤務中、休暇等）に応じた避難行動を予め想定し、職員の安全を確保する。
- ・交通事業者は、職員の安否確認・被災状況等の確認を行う。

#### ②営業所の安全確保



- ・交通事業者は、営業所（ライフラインを含む）の安全・被災状況の確認を行い、使用が可能な場合、対応拠点として使用する。
- ・交通事業者は、営業所が使用できない場合を想定し、予め定めておく代替施設に移動して以後の対応を行う。
- ・交通事業者は、建物（非構造部材を含む）の耐震、家具等固定、営業所の立地条件（津波災害警戒区域）、代替施設の確保、代替施設への移動手段への対応等について、事前の防災対策を講じる。

#### ③車両の安全確保

- ・交通事業者は、車両の安全・被災状況の確認を行う。
- ・交通事業者は、輸送需要等を踏まえ車両の過不足を確認し、不足する場合は、関係機関（バス協会・グループ会社・市等）に車両提供の要請を行う。
- ・交通事業者は、車両の保管場所（津波災害警戒区域）への対応等について、事前の防災対策を講じる。

・交通事業者は、上記内容を含んだ「交通事業者大規模災害時行動マニュアル」及び「業務継続計画(BCP)」を作成してください。

【地域のモビリティ確保の知恵袋 2012（H24.3／国土交通省）等を参照してください。】

・本方針、作成マニュアル等は、他の必要物品とともに営業所・車両に常時備えてください。

## 2 災害対応の体制の確保【緊急対応期～応急期】

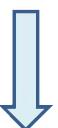
### (1) 被災状況の把握と組織体制の確立 【市】・【交通事業者】

市及び交通事業者は、田原市大規模災害時公共交通行動方針及び交通事業者大規模災害時行動マニュアル等に基づき、災害対応の組織体制を確立する。

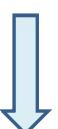
併せて、市及び交通事業者は、必要に応じて、関係機関に対して応援を要請する。

#### 対応フロー【例】

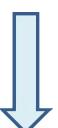
##### ①職員の参集・被災状況の把握

- 
- ・交通事業者は、職員の参集状況の確認を行う。
  - ・交通事業者は、職員、営業所、車両の被災状況の確認を行う。

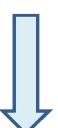
##### ②対応可能（対応に必要）な人員・車両台数の把握

- 
- ・交通事業者は、対応可能な人員及び車両台数を把握する。
  - ・市（防災対策課・街づくり推進課）は、対応要請内容、対応に必要な人員及び車両台数を把握する。

##### ③市・交通事業者による情報（対応要請内容等）の共有

- 
- ・交通事業者は、被災状況、対応可能な人員及び車両台数を市に連絡する。
  - ・市（街づくり推進課）は、対応要請内容、対応に必要な人員及び車両台数を交通事業者に連絡する。

##### ④他への応援要請の判断

- 
- ・交通事業者は、人員及び車両台数が不足している場合など必要に応じて、関係機関（バス協会・グループ会社・市等）に応援要請を行う。
  - ・市は、必要に応じて、国県、その他関係機関に応援要請を行う。

##### ⑤燃料の確保

- 
- ・市及び交通事業者は、燃料取扱業者に車両への優先給油の要請を行う。
  - ・市及び交通事業者は、需要予測により燃料不足が懸念される場合は、国県、その他関係機関に燃料確保の協力を要請する。

##### ⑥災害対応の実施・交通サービスの提供

- ・市の対応要請に基づいた交通事業者による交通サービスの提供（臨時運行）
- ・交通事業者による交通サービスの提供（運行再開）

・交通事業者は、上記内容を含んだ「交通事業者大規模災害時行動マニュアル」及び「業務継続計画（BCP）」を作成してください。

【地域のモビリティ確保の知恵袋 2012（H24.3／国土交通省）等を参照してください。】

・市は、必要に応じて、被災者の移動手段の確保に係る対応を交通事業者に要請します。

## (2) 通信・連絡手段の確保 【市】・【交通事業者】

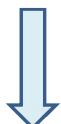
市及び交通事業者は、大規模災害発生時における被災・復旧状況等の情報収集や要請等を迅速かつ的確に行うため、通信・連絡手段を確保する。

### 【大規模災害時の発生時における通信手段（例）】

区分	特徴・課題
固定電話	<ul style="list-style-type: none"><li>・大量の通信が発生・集中し、つながりにくくなる</li><li>・設備の破損、回線の切断等により不通となり、復旧まで期間を要する可能性がある</li></ul>
携帯電話 スマートフォン	<ul style="list-style-type: none"><li>・大量の通信が発生・集中し、つながりにくくなる</li><li>・設備の破損、回線の切断等により不通となり、復旧まで期間を要する可能性がある</li><li>・LINE、Skype 等の無料コミュニケーションツールは、つながりやすい</li></ul>
無線	<ul style="list-style-type: none"><li>・回線等を介さず電波を使って直接通信を行うため、つながりやすい</li></ul>
衛星携帯電話	<ul style="list-style-type: none"><li>・回線等を介さず衛星に直接アクセスして通信を行うため、つながりやすい</li><li>・市は、必要に応じて、関係機関に機器の貸与を要請する</li></ul>
災害時優先電話	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害救援や復旧のため、電気通信事業者が地方公共団体に提供しているサービス</li><li>・災害時に優先電話からの「発信」のみ優先される（着信は同扱い）</li></ul>

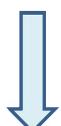
### 対応フロー【例】

#### ①通信手段の機能確認



- ・市及び交通事業者は、各自、通信機器の動作確認及び通信状況の確認を行う。

#### ②通信・連絡手段の選定



- ・市及び交通事業者は、通信状況や通信復旧状況等を随時確認し、状況に応じて通信・連絡手段を選定する。
- ・市及び交通事業者は、通信機器が使用できない、又は不足する場合は、国県、その他関係機関へ通信機器の貸与を要請する。

#### ③通信・連絡手段の利用

- ・交通事業者は、上記内容を含んだ「交通事業者大規模災害時行動マニュアル」及び「業務継続計画（BCP）」を作成してください。  
【地域のモビリティ確保の知恵袋 2012（H24.3／国土交通省）等を参照してください。】
- ・交通事業者は、通信・連絡手段の多重化を図ってください。

### 3 交通情報に係る情報の収集と共有 【緊急対応期～応急期】

#### (1) 交通情報等の収集・共有 【市】・【交通事業者】

市が中心となって交通情報等を収集し、交通事業者と共有する。

##### 【大規模災害発生時の対応に必要な情報（例）】

項目	内容
道路交通情報	被害・復旧状況、交通規制状況等
公共交通情報	鉄道・バス・タクシーの運行状況、船舶の運航状況等
避難所情報	開設状況等
生活関連情報	医療機関、店舗等の開設状況、ライフラインの復旧状況等
遺体安置所情報	設置状況等
その他情報	災害状況、安否情報等

##### 対応フロー【例】

###### ①情報の収集

- ↓
- ・市（防災対策課・街づくり推進課）は、交通情報等を収集する。  
(被災者の交通情報ニーズは、時間の経過に従って高くなることに留意)
  - ・交通事業者は、情報を収集した場合、市（街づくり推進課）に連絡する。
  - ・市（街づくり推進課）は、交通事業者から情報を収集した場合、市（防災対策課）に伝達する。

###### ②情報の整理

- ↓
- ・市（街づくり推進課）は、市（防災対策課）から情報を収集し、交通事業者と共有すべき情報を整理する。

###### ③交通事業者等への情報提供（情報共有）

- ・市（街づくり推進課）は、共有すべき情報を交通事業者に情報提供する。
- ・市は、必要に応じて、国県、その他関係機関に情報提供し、情報を共有する。

・交通事業者は、上記内容を含んだ「交通事業者大規模災害時行動マニュアル」及び「業務継続計画（BCP）」を作成してください。

【地域のモビリティ確保の知恵袋 2012（H24.3／国土交通省）等を参照してください。】

## (2) 市民等への交通情報等の提供 【市】・【交通事業者】

市及び交通事業者は、市民等に交通情報等を提供する。

### 【提供が必要な情報（例）】

項目	内容
道路交通情報	被害・復旧状況、交通規制状況等
公共交通情報	鉄道・バス・タクシーの運行状況、船舶の運航状況等
避難所情報	開設状況等
生活関連情報	医療機関、店舗等の開設状況、ライフラインの復旧状況等
遺体安置所情報	設置状況等
注意喚起情報	自家用車の利用自粛、相乗りの呼びかけ等

### 【情報提供の手段（例）】

項目	内容
避難所掲示や広報誌の発行	紙媒体での情報提供（車内にも掲示）
防災行政無線等による提供	音声による情報提供
案内所等による提供	人手による情報提供（例：市役所、支所、営業所、駅等）
携帯電話等への配信	携帯電話、インターネット等メールを用いた情報提供
ホームページへの掲載	電子媒体での情報提供

### 対応フロー【例】

#### ①情報の収集

- ↓
- ・市（防災対策課・街づくり推進課）は、交通情報等を収集する。  
(被災者の交通情報ニーズは、時間の経過に従って高くなることに留意)
  - ・交通事業者は、情報を収集した場合、市（街づくり推進課）に連絡する。
  - ・市（街づくり推進課）は、交通事業者から情報を収集した場合、市（防災対策課）に伝達する。

#### ②情報の編集

- ↓
- ・収集した情報について、市（防災対策課）は、市民が理解しやすいように情報の編集（注意喚起等の付与）を行う。
  - ・公共交通情報については、市（街づくり推進課・広報秘書課【広報班】）が中心となって市民が理解しやすいよう情報の編集（注意喚起等の付与）を行う。

#### ③情報の提供

- ・市は、収集した情報について、提供可能な手段により、市民・報道機関等へ一元的に情報提供を行う。
- ・交通事業者は、営業所・自社ホームページ・車両内など提供可能な手段により個別に情報提供を行う。

・交通事業者は、上記内容を含んだ「交通事業者大規模災害時行動マニュアル」及び「業務継続計画（BCP）」を作成してください。  
【地域のモビリティ確保の知恵袋 2012（H24.3／国土交通省）等を参照してください。】

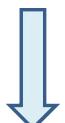
## 4 交通施設の機能確保 【緊急対応期～復旧期】

### (1) 道路の安全確保 【愛知県】・【市】・【交通事業者】

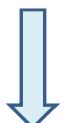
道路管理者（愛知県東三河建設事務所・市）は、関係機関と連携を図りながら、その復旧を図り、道路の安全を確保する。

#### 対応フロー【例】

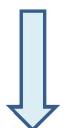
##### ①道路の被災状況の把握

- 
- ・道路管理者（愛知県東三河建設事務所・市（維持管理課【土木班】））は、道路の被災状況を把握する。
  - ・市は、必要に応じて、国県、その他関係機関に応援要請を行う。
  - ・交通事業者は、可能な範囲で自社運行路線に係る道路の被災状況を把握する。併せて、市（街づくり推進課）に連絡する。

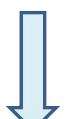
##### ②優先して交通を確保する路線の選定

- 
- ・市（防災対策課）は、事前に設定している優先順位（緊急輸送道路等）や被災状況等を基に、優先して交通を確保する路線を選定する。
  - ・市は、必要に応じて、愛知県東三河建設事務所（国県道に係る道路管理者）と連携を図り、優先して確保してもらいたい路線を連絡・依頼する。

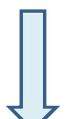
##### ③道路啓開・応急復旧の実施

- 
- ・道路管理者（愛知県東三河建設事務所・市（維持管理課【土木班】））は、緊急輸送道路等の障害物の除去・応急補修を実施する。
  - ・市（維持管理課【土木班】）は、緊急輸送道路（市管理受託道路）、緊急輸送ネットワークとなる路線等を優先して、障害物の除去・応急補修を実施する。
  - ・市は、必要に応じて、国県、その他関係機関に応援要請を行う。

##### ④運行ルートの選定

- 
- ・市は、被災者から地域モビリティのニーズが生じた場合、市（街づくり推進課）が中心となって交通事業者と調整を行い、移動手段・運行ルートを選定する。

##### ⑤運行ルートの道路啓開・応急復旧の実施

- 
- ・上記③以外路線が運行ルートとして選定された場合は、市（維持管理課【土木班】）が中心となって道路の障害物の除去・応急補修を実施する。

##### ⑥交通サービスの提供

- ・市の対応要請に基づいた交通事業者による交通サービスの提供（臨時運行）
- ・交通事業者による交通サービスの提供（運行再開）

・交通事業者は、上記内容を含んだ「交通事業者大規模災害時行動マニュアル」及び「業務継続計画（BCP）」を作成してください。  
【地域のモビリティ確保の知恵袋 2012（H24.3／国土交通省）等を参照してください。】

## 5 公共的交通サービスの提供 【緊急対応期～復興期】

### (1) 移動手段の確保のための協定締結 【市】・【交通事業者】

市は、市、交通事業者及び関係機関が相互に連携・協力し、迅速かつ臨機応変に地域モビリティのサービスを提供・再開する仕組みを構築するため、市内の公共交通の運行に関する交通事業者と協定を締結する。

- ・令和2年3月、「大規模災害時における支援に関する協定書」の締結。(関係6者)

### (2) 想定される移動ニーズ（例）

以下以外にも時々の状況や被災状況等により様々な移動ニーズが想定され、対応手段も交通事業者による運行再開や市の対応要請に基づく臨時運行など様々なケースが想定される。

#### ①被災者の避難所への移動ニーズ

- ・特に沿岸地域において、道路等の寸断により、孤立する地区や集落が発生した場合に、孤立を解消させるための移動手段が必要になる可能性がある。

事例：岩手県釜石市

- ・道路が寸断されて孤立した集落の住民を、内陸の体育館までヘリコプター輸送し、そこから避難所までバス輸送。[H23.3.12～14]

#### ②軽症者の医療機関への移動ニーズ

- ・負傷者が多く発生し、軽症者の医療機関への輸送に救急車が利用された場合、重傷者の輸送に支障が出るため、移動手段が必要になる可能性がある。

事例：岩手県

- ・被災者の受診用として大型バスを活用。[H23.3.19～5.6]
- ・陸前高田市と盛岡赤十字病院間をバスで毎日1往復。
- ・軽症者の輸送だけでなく、処方箋や薬の輸送にも利用。

#### ③安否確認のための避難所等への移動ニーズ

- ・家族等の安否確認のため、複数の避難所や遺体安置所への移動需要が多く発生する可能性がある。

事例：宮城県名取市、仙南交通

- ・主に市役所と遺体安置所を結ぶバスを運行。また、避難所から遺体安置所までの間も中型バスで随時運行。[H23.3.17～27]
- ・被災者の自宅の被災状況の確認のため、津波で大きな被害を受けた地区を巡回するバスを運行。[H23.3.16～27]

#### ④通院のための医療機関への移動ニーズ

- ・災害による負傷者等の通院ニーズの増大と、既存交通機関の運休や身近な医療機関の被災により、平常時とは異なる対応が求められる可能性がある。

事例：宮城県七ヶ浜町

- ・町内の避難所に避難されている方を対象として、医療機関行きの臨時無料バスを1日2便運行。町民バスの運行開始と同時に終了。[H23.3.22～28]

## ⑤入浴のための移動ニーズ

- ・避難生活の中長期化により、入浴サービスが必要となり、既存の施設や臨時の入浴施設への移動手段が必要になる可能性がある。

事例：岩手県、岩手県バス協会

- ・県とバス協会が締結する「災害時における輸送の確保に関する協定」に基づき市町村の要請に応じて、入浴施設への臨時バスを確保。バス協会は、会員バス事業者に対して5市町村に割り振った。〔H23.3～H23.8〕

## ⑥行政手続きのための移動ニーズ

- ・避難生活の中長期化により、災証明等の発行申請をはじめとする各種の行政手続きが必要となり、行政サービス提供場所への移動手段が必要になる可能性がある。

事例：宮城県仙台市

- ・宮城野区、若林区の各避難所と区役所や病院を巡回する無料バス3路線を1日4～5往復毎日運行。〔H23.5.3～6.30〕

## ⑦通学のための移動ニーズ

- ・既存の交通機関が運休することや、学校が被災して遠方の代替施設への通学が必要となることで、通学のための移動手段が必要になる可能性がある。

事例：宮城県気仙沼市

- ・学区を離れて避難所や親戚宅に身を寄せている児童生徒を対象にしたスクールバスを、学校再開に合わせて運行。〔H23.4.21～〕

## ⑧買い物のための移動ニーズ

- ・既存交通機関の運休や、身近な商業施設等が被災して遠方の商業施設への買い物が必要になることで、買い物のための移動手段が必要になる可能性がある。

事例：宮城県登米市

- ・店舗が流失し再開の目処が立っていないため、ウジエスーパーでは、南三陸町内避難所・町外仮設住宅と町外の店舗を往復する無料バスを運行。〔H23.8.7～〕

## ⑨ボランティア受入のための移動ニーズ

- ・来訪する多くのボランティアを受け入れる際の輸送手段やボランティア宿泊施設から作業現地までの送迎のための移動手段が必要になる可能性がある。

## ⑩帰宅困難者のための移動ニーズ

- ・市外在住の企業従業員等の帰宅のための移動手段が必要になる可能性がある。

## ⑪路線バスを活用した移動ニーズ

- ・路線バスを活用した多目的な移動のための移動手段が必要になる可能性がある。

事例：岩手県交通㈱

- ・燃料不足等のなか、地区・路線を限定して路線バスを運行再開。〔H23.3.14～〕

## ⑫鉄道の代替輸送ニーズ

- ・鉄道車両や線路等が被災して運休した場合、代替する輸送手段が必要になる可能性がある。

事例：JR東日本、ミヤコーバス

- ・高校の授業再開に伴い、鉄道を利用して通学していた学生への代替交通手段が必要となり、JR気仙沼線と並走して路線バスを運行するミヤコーバスが代替輸送。〔H23.5.9～〕

## 6 参考資料

### (1) 緊急避難場所 [令和2年2月1日現在]

#### 【地震避難場所】

No.	避難場所名	所在地	電話番号 (0531)	施設管理者
1	六連小学校運動場	六連町栗穴 43-1	27-0121	教育委員会
2	東部中学校運動場	神戸町中尾 16-1	22-0407	教育委員会
3	愛知みなみ農協ふれあい支店前広場	神戸町堀池 97-3	22-2081	民間
4	神戸小学校運動場	神戸町殿畠 26	22-0542	教育委員会
5	大草小学校運動場	大草町東畠 43-2	22-0702	教育委員会
6	田原東部市民館前広場	谷熊町鍛冶屋前 1-1	22-5027	教育委員会
7	田原東部小学校運動場	豊島町西屋敷 1-3	22-0179	教育委員会
8	田原南部市民館前広場	大久保町北浅場 13-2	22-2659	教育委員会
9	童浦小学校運動場	浦町米山 64-1	22-0279	教育委員会
10	童浦市民館前広場	浦町原屋敷 78-2	23-0660	教育委員会
11	笠山農村公園	浦町笠山 12-3	23-3517	市
12	田原中学校運動場	田原町椿 1-1	22-1218	教育委員会
13	田原中部小学校運動場	田原町殿町 33	22-1245	教育委員会
14	愛知県立成章高校運動場	田原町池ノ原 1	22-0141	愛知県
15	衣笠小学校運動場	田原町東栄巣 70	23-1818	教育委員会
16	サンテドーム前広場(サンテパルクたばら)	野田町芦ヶ池 8	25-1234	市
17	旧野田中学校運動場	野田町籠田 3	25-0029	教育委員会
18	野田小学校運動場	野田町宮前 1	25-0007	教育委員会
19	高松小学校運動場	高松町蔵屋敷 18	45-2068	教育委員会
20	赤羽根中学校運動場	赤羽根町出口 107	45-2057	教育委員会
21	若戸小学校運動場	若見町小山 20	45-2008	教育委員会
22	和地市民館前広場	和地町地蔵田 30	34-4050	教育委員会
23	渥美運動公園野球場	小塩津町後山 1	38-0111	教育委員会
24	旧伊良湖小学校運動場	日出町大越 1265	35-6900	教育委員会
25	亀山小学校運動場	亀山町小中原 68-1	35-6210	教育委員会
26	中山小学校運動場	中山町天白 1-1	32-0004	教育委員会
27	福江中学校運動場	中山町北松渕 4	32-0112	教育委員会
28	福江小学校運動場	福江町宮ノ脇 1	32-0104	教育委員会
29	清田小学校運動場	古田町寺ノ前 1-1	32-0109	教育委員会
30	泉小学校運動場	江北間町女郎川 67-1	37-0024	教育委員会
31	泉市民館前広場	江北間町二字郷中 58-2	34-0175	教育委員会

### (2) 避難所等 [令和2年2月1日現在]

#### 【一時避難場所（津波避難施設）】

No.	避難施設名	所在地	電話番号 (0531)	避難場所
1	中山小学校校舎	中山町天白 1-1	32-0004	校舎3階及び屋上
2	伊良湖シーパーク&スパ	伊良湖町宮下 2822-2	35-1500	施設3階以上の通路及び踊り場
3	休暇村 伊良湖	中山町大松上 1	35-6411	施設3階及び屋上
4	シーサイド伊良湖	中山町岬 1-43	35-1151	本館棟3階及び屋上
5	ザ グランリゾート 伊良湖	中山町岬 345-7	35-1211	3階客室及び廊下等
6	伊良湖ビューホテル	日出町骨山 1460-36	35-6111	3階フロア

#### 【一時避難場所（津波避難マウンド）】

No.	避難施設名	所在地	避難場所面積（天端部）	避難対象人数
1	ほりきり広場	堀切町出口 1-1	850 m <sup>2</sup>	475

### 【地震避難所】

No.	避難施設名	所在地	電話番号 (0531)	施設管理者
1	六連小学校	六連町栗穴43-1	27-0121	教育委員会
2	東部中学校	神戸町中尾16-1	22-0407	教育委員会
3	神戸市民館	神戸町前畑19	22-0980	教育委員会
4	神戸小学校	神戸町殿畠26	22-0542	教育委員会
5	大草小学校	大草町東畠43-2	22-0702	教育委員会
6	田原東部市民館	谷熊町鍛冶屋前1-1	22-5027	教育委員会
7	田原東部小学校	豊島町西屋敷1-3	22-0179	教育委員会
8	田原南部市民館	大久保町北浅場13-2	22-2659	教育委員会
9	童浦小学校	浦町米山64-1	22-0279	教育委員会
10	童浦市民館・浦区事務所	浦町原屋敷78-2	23-0660／22-0546	教育委員会／浦区
11	北部保育園	浦町原屋敷78-8	22-1600	市
12	田原中学校	田原町椿1-1	22-1218	教育委員会
13	田原中部小学校	田原町殿町33	22-1245	教育委員会
14	愛知県立成章高校	田原町池ノ原1	22-0141	愛知県
15	衣笠小学校	田原町東栄巣70	23-1818	教育委員会
16	サンテドーム(サンテパレクたはら)	野田町芦ヶ池8	25-1234	市
17	野田小学校	野田町宮前1	25-0007	教育委員会
18	高松小学校	高松町祇園敷18	45-2068	教育委員会
19	赤羽根中学校	赤羽根町出口107	45-2057	教育委員会
20	若戸市民館	若見町新居6	45-4300	教育委員会
21	和地市民館	和地町地蔵田30	34-4050	教育委員会
22	渥美運動公園体育館	小塩津町後山1	38-0111	教育委員会
23	伊良湖市民館	伊良湖町渡川321	34-2755	教育委員会
24	亀山小学校	亀山町小中原68-1	35-6210	教育委員会
25	中山小学校(第1次)	中山町天白1-1	32-0004	教育委員会
26	福江中学校	中山町北松渓4	32-0112	教育委員会
27	福江小学校	福江町宮ノ脇1	32-0104	教育委員会
28	清田小学校	古田町寺ノ前1-1	32-0109	教育委員会
29	泉小学校(第1次)	江北間町女郎川67-1	37-0024	教育委員会
30	泉市民館(第1次)	江北間町二字郷中58-2	34-0175	教育委員会
31	渥美文化会館(第2次)	古田町岡ノ越6-4	33-1000	教育委員会
32	愛知県立福江高校体育館(第2次)	古田町岡ノ越6	32-0132	愛知県

### 【一時避難場所（観光地等）】

No.	観光地名	避難場所	所在地
1	太平洋ロングビーチ(東)	(仮)弥八島海浜公園	高松町弥八島148-5 (ほか)
2	太平洋ロングビーチ(西)	赤羽根市民センター	赤羽根町赤土1
3	赤羽根コバパーク	若宮八幡宮	赤羽根町大西57
4	伊良湖菜の花ガーデン (旧フジワーバーク)	初立池公園駐車場	堀切町和名山2-98 (ほか)
		(有)日研農園駐車場	堀切町矢崎66-1 (ほか)
5	恋路ヶ浜・伊良湖港	伊勢湾海上交通センター	伊良湖町古山2814-38
6	自谷海浜公園・自谷海水浴場	自谷公民館	自谷町谷津9
7	仁崎海水浴場	仁崎区民館	仁崎町山ノ田17-25
8	伊良湖海水浴場	伊良湖シーバーク&スパ	伊良湖町宮下2822-2

### 【企業用避難所】

No.	避難施設名	所在地	電話番号 (0531)	避難場所	収容可能人数
1	トヨタ自動車株吉胡寮	吉胡町木綿畠43-1	23-0511	個室、和室	約200人

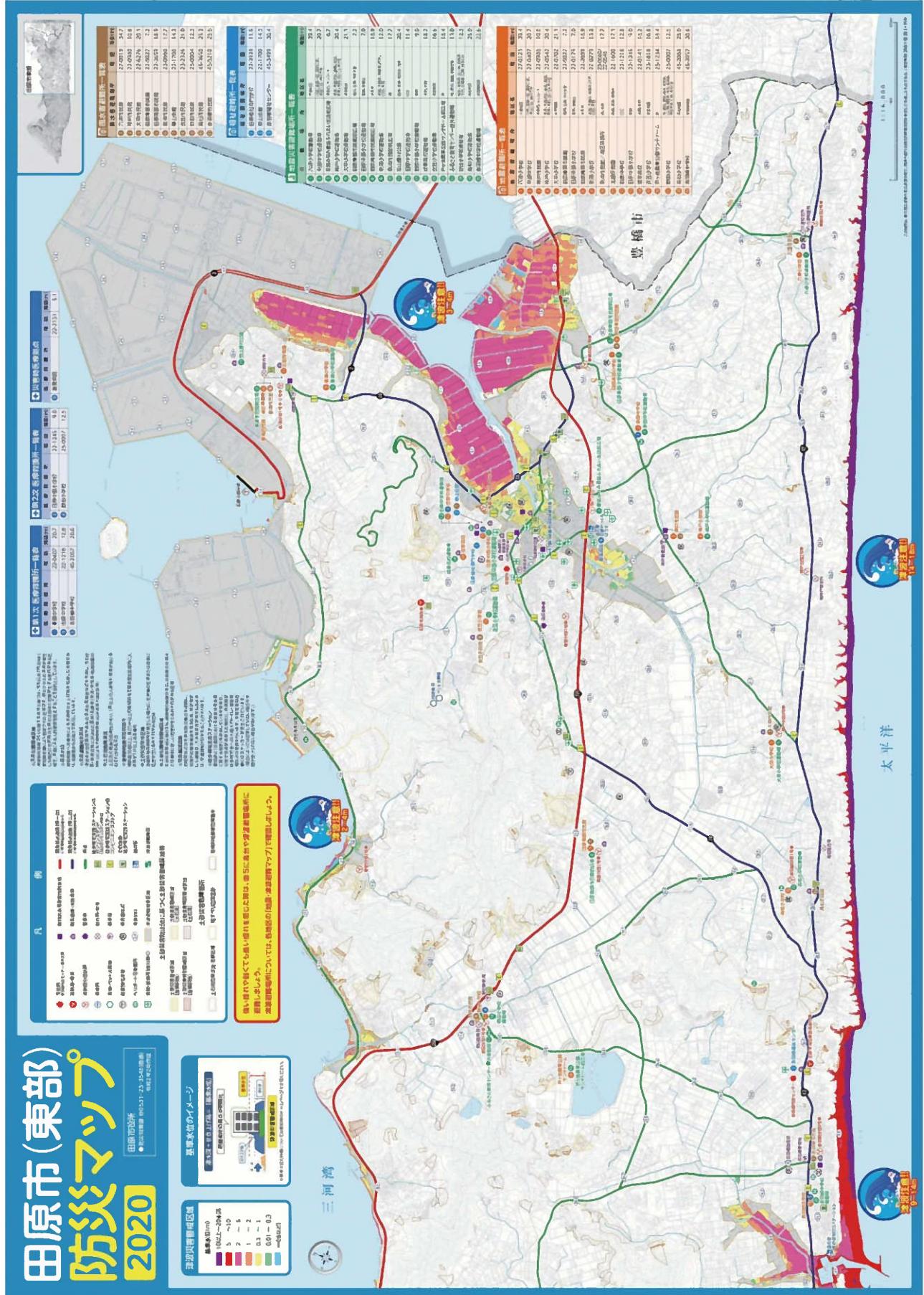
## 【一時避難場所（広場・公園等）】

校区	地区	名称等	校区	地区	名称等
神戸	川岸	神戸第一公園	伊良湖	日出	八柱神社
神戸	漆田一区	漆田一区公民館	伊良湖	伊良湖(港湾)	伊良湖シーパーク&スパ
神戸	漆田二区	JA 愛知みなみふれあい支店	伊良湖	伊良湖(港湾)	伊良湖シーパーク&スノーフィールド
神戸	漆田三区	天白交差点	伊良湖	伊良湖(港湾)	古山
神戸	東赤石	東赤石公民館	亀山	亀山・西山	休暇村 伊良湖
田原東部	豊島	十方メモリアルホール駐車場	亀山	亀山・西山	シーサイド伊良湖
田原東部	豊島	安原やくし会館北公園	亀山	亀山・西山	ザ・グランリゾート 伊良湖
田原東部	御殿山	御殿山集会所	亀山	西山	株式会社資材置場
童甫	吉胡	吉胡集落センター・多目的ホール	亀山	亀山	亀山町岡山地先
童甫	木綿台	木綿台集会所	亀山	亀山	穴田商会先
童甫	吉胡台	吉胡台集会所	亀山	亀山	うしおけ山
童甫	西浦	笠山農村公園	亀山	亀山	御衣御料所
童甫	波瀬	波瀬集落センター	亀山	亀山	明神社
童甫	姫見台	笠山農村公園	亀山	亀山・西山	亀山町稻場地先
童甫	片浜	片浜公民館	中山	中山	中山市民館
童甫	白谷	白谷公民館	中山	中山	中山保育園
童甫	白谷	八柱神社	中山	中山	株式会社青果総合センター
童甫	白谷	齊竹歓楽棲	福江	長沢	長沢体育館
童甫	白谷	株式会社土木	福江	長沢	長沢公民館
童甫	光崎	笠山農村公園	福江	福江	福江市民館
童甫	片西	ゲートボール場	福江	福江	街横江仮具 澄美ホール
田原中部	三番組	三番組公民館	福江	福江・保美	保美公民館
田原中部	蔵王東ヶ丘	蔵王東ヶ丘集会所	福江	保美	毘沙門
田原中部	蔵王南ヶ丘	蔵王南ヶ丘集会所	福江	保美	あつみライフランド
田原中部	木町	神明社	福江	向漸	福江町代官地先
田原中部	菊町	菊町会館	清田	山田	山田公民館
衣笠	加治	加治区自治会館・多目的ホール	清田	山田	山田町甲門地先
衣笠	衣笠	JA 愛知みなみ畜産センター・グリーン包装機	清田	山田	山田町八幡前地先
衣笠	八軒家	八軒家運動広場	清田	山田	山田町御殿山地先
衣笠	藤七原	藤七原公民館	清田	高木・折立	清田保育園
衣笠	鎌田	西鎌田集会所	清田	高木	高木公民館
衣笠	鎌田	衣笠市民館	清田	高木	高木遊園地
衣笠	東竜頭	トヨタ自動車株竜頭駐車場	清田	折立	折立公園(海岸・東)
衣笠	赤石	赤石1号公園	清田	折立	杉浦さん宅前(里)
衣笠	赤石	赤石2号公園	清田	折立	鈴木さん宅前(西)
野田	東・西馬草	西馬草農業センター	清田	折立	おこぼ様前(原東)
野田	山ノ神	山ノ神農村公園	清田	折立	ほしの理容店駐車場(原西)
野田	仁崎	仁崎区民館	清田	古田	清田市民館
赤羽根	赤中	赤羽根市民館	清田	古田	ココカラファイン湯美店前
赤羽根	赤中	赤羽根小学校	泉	宇津江	宇津江農村公園
赤羽根	赤中	松っちゃん駐車場	泉	江北間	馬伏の高台
赤羽根	赤中	ゲートボール場	泉	江北間	小笠原組 海の家
赤羽根	赤中	赤羽根環境センター	泉	江北間	秋葉社
赤羽根	赤中	へんび福利社	泉	江北間	泉配水池前
若戸	池尻	NTT基地局	泉	八王子	八王子公民館
若戸	池尻	坂の上の高台	泉	八王子	泉南部農村公園・八幡社
和地	和地一色	和地町寺口地先	泉	村松	JA 愛知みなみ村松出荷場
和地	和地一色	和地町北原地先	泉	村松	村松町西郷中地先
和地	和地一色	和地町寺口地先	泉	村松	村松町前荒古地先
和地	和地一色	和地町寺口地先	泉	馬伏	馬伏集会所
和地	和地一色	和地町德右衛門荒子地先	泉	馬伏	馬伏町中原地先
和地	和地一色	和地町寺口地先	泉	伊川津	海藏寺
和地	和地	法尺寺	泉	伊川津	般若寺
和地	和地	旧和地保育園園庭	泉	伊川津・夕陽が浜	伊川津町蜂栗地先
和地	和地(川尻)	和地町立岩地先	泉	石神・夕陽が浜	石神公民館
和地	和地(川尻)	和地町寺口地先	泉	石神・夕陽が浜	石神神明社
和地	土田	土田集落センター	臨海地区		株式会社八木工務店駐車場
和地	土田	和地町大山口地先	臨海地区		諏訪美樹作石場

### (3) 田原市防災マップ〔令和2年2月作成〕

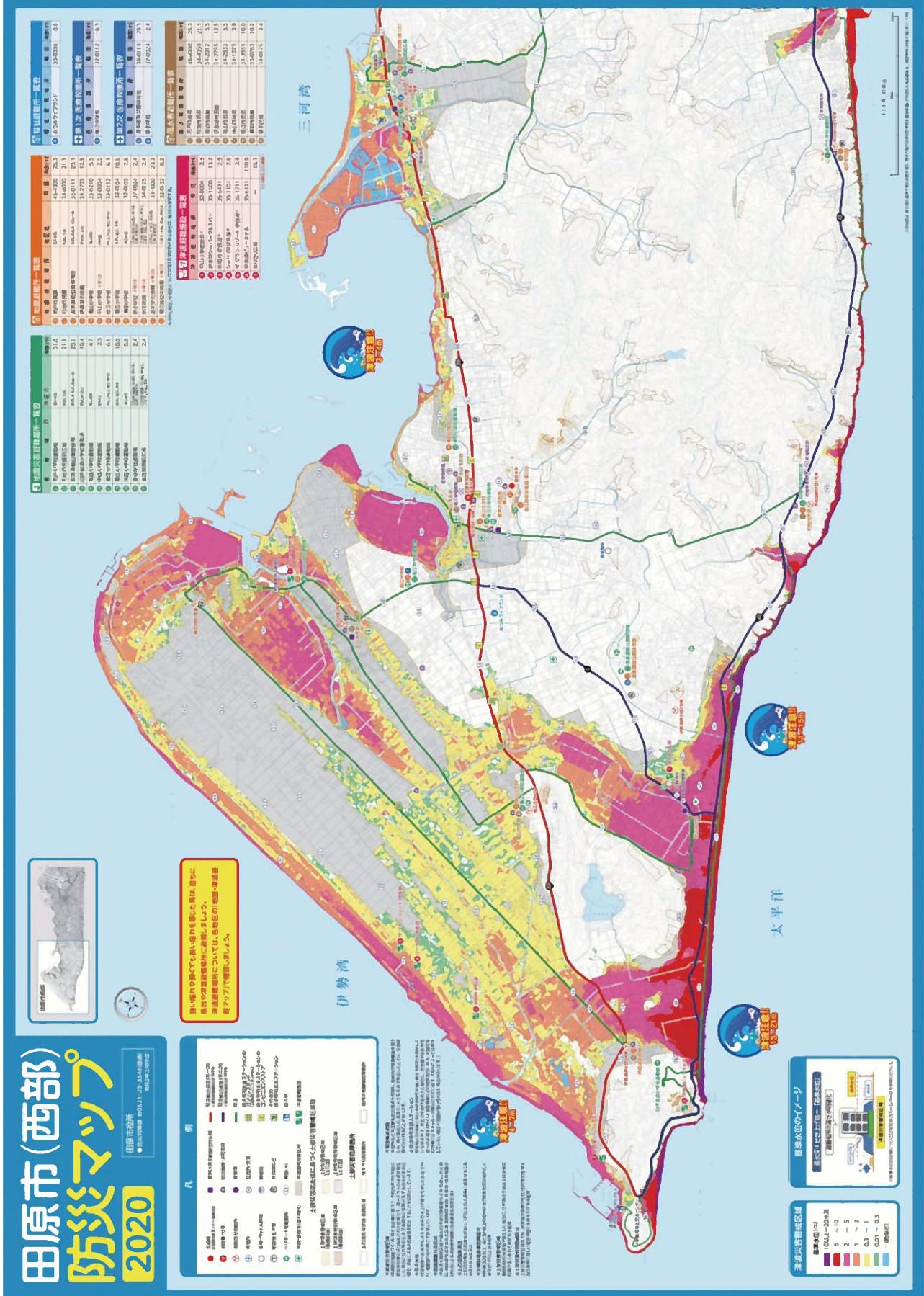
(市東部)

# 田原市(東部) 防災マップ 2020



# 田原市(西部)防災マップ 2020

(市西部)



(4) 関係機関連絡先 [令和2年2月1日現在]

関係機関	部署	住所	電話	FAX	メール	備考
田原市	防災対策課防災対策係 街づくり推進課都市政策係 維持管理課管理係 指揮係	田原市田原町南番場30-1 田原市田原町丸田14	0531-23-3548 0531-27-8603 0531-23-3520 0531-23-0119	0531-23-0180 0531-22-3811 0531-22-3811 0531-23-2440	saigai@city.tahara.aichi.jp machi@city.tahara.aichi.jp ijikanri@city.tahara.aichi.jp	災害対策本部事務局(市) 公共交通(市) 道路管理者(市道) 救急・火災等(消防) 災害担当(警察)
田原警察署	警備課 交通課 田原駅前交番 福江幹部交番	田原市田原町東大浜19-3 田原市福江町中羽根103	0531-23-0110 非公開(木暮から転送)	0531-22-9737	—	交通規制・事故等(警察)
豊鉄バス株	営業企画課 —	豊橋市植田町新津田38	0532-44-8414	0532-44-8419	—	伊良湖本線・支線
豊鉄バス株 湿美営業所	運行管理部 営業部	田原市保美町仲屋敷25-1 田原市神戸町後申18-5 豊橋市下地町北村92-1	0531-33-0211 0531-23-7210	0531-33-0213 0531-23-7215	市ぐるりんバス、市スクールバス	市ぐるりんバス
豊鉄ミディー株	—	田原市神戸町後申18-5	0532-56-5113	0532-56-5116	市ぐるりんバス	市ぐるりんバス
豊鉄タクシー株 田原営業所	—	田原市浦町鬼塚20-4	0531-22-0050	0531-23-3481	市スクールバス	市スクールバス
豊鉄神観光株 田原営業所	—	田原市野田町坂下31-2	0531-24-7555	0531-24-7577		

豊橋鉄道株	運輸営業課	豊橋市駅前大通一丁目46-1	0532-53-2136	0532-53-7770	渥美線(鉄道交通)
豊橋鉄道株 三河田原駅	—	田原市田原町東大浜4-12	0531-22-0157	0531-22-0157	伊勢湾フェリー(海上交通)
伊勢湾フェリー 伊良湖営業所	—	田原市伊良湖町宮下3000-65	0531-35-0217	0531-35-0871	名鉄高速船(海上交通)
名鉄海上観光船株 伊良湖営業所	—	田原市伊良湖町宮下3000-65	0531-35-0868	0531-35-6921	公共交通(国)
中部運輸局愛知運輸支局	輸送担当	名古屋市中川区北江町1-1-2	052-351-5312	052-369-2997	公共交通(隣接市)
豊橋市	都市交通課交通対策G	豊橋市今橋町1	0532-51-2621	0532-56-5108	公共交通(隣接団体)
公益社団法人愛知県バス協会	—	名古屋市昭和区滝子町30-16	052-613-8133	052-613-8143	公共交通(隣接団体)
愛知県タクシー協会	—	名古屋市昭和区滝子町30-16	052-881-1315	052-872-0968	道路管理者(国県道)
愛知県東三河建設事務所	維持管理課管理第1G	豊橋市今橋町6	0532-52-1331	0532-52-1321	

\* 関係機関の担当者等は人事異動等に伴つて随時変更するため、毎年度4月に市(街づくり推進課)が関係機関に照会・取りまとめを行ひ、結果を関係機関で共有する。

## 田原市大規模災害時公共交通行動方針

発行 ● 田原市役所

〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場 30-1

防災局防災対策課 TEL. 0531-23-3548

都市整備部街づくり推進課 TEL. 0531-27-8603

作成 ● 令和2年3月